

岐阜県公報

第千九百四十一号
平成二十年四月二十五日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(治山課) 三〇七
(道路維持課) 三〇九

公示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施
落札者等に関する公示
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
公共測量の実施
公共測量の終了
土地改良区役員の退任及び選任
土地改良区の定款の変更認可

(消防課) 三〇九
(情報企画課) 三一〇
(商業流通課) 三一〇
(用地課) 三一一
(同) 三一一
(西濃農林事務所) 三一一
(恵那農林事務所) 三一一

告示

岐阜県告示第三百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市上宝町吉野字下夕平三〇五の二、三二二の一
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十年四月二十五日

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町岩井戸字山王平五三四、五三七、五五五の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町梅谷字平桃谷八〇八、八〇九、八二〇の一、八二一の一、八二二の一、

八二三の一、八二四の一、八二五の一、字大洞池下谷八二二、八五〇から八五四まで

八五五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町上野字峰山二二七〇の二、二二七〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施
 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱

公 示

一般 国道	道路 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
二百五十 六号		郡上市和良町三庫字小山 田四六一〇番一地从先から 二番一地从先まで		前 後	一三・〇 一三・〇	一〇〇・〇 一〇〇・〇	

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 講習の種類及び種別
 甲種、乙種及び丙種危険物取扱者を対象とする次の講習
- 1 給油取扱所において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「給取」という。）
- 2 給油取扱所以外の危険物施設において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「給取以外」という。）
- 二 講習の日時、種別、場所及び定員

講習会場	日	時	種別	場 所	定 員
東濃会場	平成二十年六月十九日（木）	午前九時三十分から	給取	恵那市長島町 恵那総合庁舎	一八〇人
		午後一時三十分から	給取以外		
岐阜会場	平成二十年六月十七日（火）	午前九時三十分から	給取	岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎	二二五人
		午後一時三十分から	給取以外		
中濃会場	平成二十年六月四日（水）	午前九時三十分から	給取	美濃市生柳 中濃総合庁舎	一八〇人
		午後一時三十分から	給取以外		

飛騨会場	平成二十年六月二十七日(金)	午前九時三十分から十分まで 午後零時三十分から十分まで	給取 以外	高山市千島町 飛騨・世界生活文化センター	一八〇人
大垣会場	平成二十年六月三十日(月)	午前九時三十分から十分まで 午後零時三十分から十分まで	給取 以外	大垣市新田町 大垣市民会館	一八〇人
大垣会場	平成二十年七月一日(火)	午後一時三十分から十分まで 午後四時三十分まで	給取 以外	大垣市新田町 大垣市民会館	一八〇人
岐阜会場	平成二十年七月三日(木)	午後一時三十分から十分まで 午後四時三十分まで	給取 以外	岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎	二二五人

三 受講申請書の受付

受講申請書は、平成二十年四月二十八日(月) から同年五月九日(金) までの間、〒五〇〇 八七〇八岐阜市司町一番地岐阜総合庁舎内社団法人岐阜県危険物安全協会及び各地区危険物安全協会(各消防本部内) で受け付けます。

なお、郵送による場合は、平成二十年五月九日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ただし、定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を締め切ります。

四 受講申請書及び講習案内の請求先

社団法人岐阜県危険物安全協会若しくは各地区危険物安全協会(各消防本部内) 又

は岐阜県消防課に請求してください。

なお、郵送を希望する場合は、あて先を明記し、百二十円分の切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

五 その他講習の詳細については、講習案内を参照してください。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成十七年岐阜県規則第百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保守、維持管理及び機器更新業務に関する落札者等」

1 特定役務の名称及び数量 ■ 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保守、維持管理及び機器更新業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成20年2月15日

4 落札者を決定した日 平成20年3月28日

5 落札者の住所及び氏名 東京都中央区新三丁1丁目21番2号

日本NCR株式会社

代表取締役社長 三ツ森 隆司

6 落札金額 190,428,000円

7 契約に関する事務を担当する部屋の名称及び所在地

(1) 部屋の名称 岐阜編纂総合企画部企画課

(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年四月二十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年四月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) パロー養老ショッピングセンター

(変更後) パロー養老ショッピングセンター

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社パロー 外未定

(変更後) 株式会社パロー 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年四月二十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年四月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時三〇分～午後十時三〇分

(変更後) 午前六時三〇分～午前〇時三〇分

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（共有地図データ更新及び公共基準点整備業務委託）

三 作業期間

平成二十年四月二十一日から

同 二十一年三月三十一日まで

四 作業地域

各務原市全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜地方方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜地方方法務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間

平成十九年六月十一日から

同 年六月三十日まで

四 作業地域

岐阜市長森本町二丁目及び野一色二丁目地内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量（地盤変動調査））

三 作業期間

平成十九年十月二十五日から

同 二十年三月十四日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
牧田川用水地区	平成二〇・三・二六	理事	伊藤 武夫	養老郡養老町	沢田 一〇五番地
土地区			高木 茂宏	同	沢田 一六〇番地
改良区			滋谷 勇	同	桜井 四八番地
同			大橋 信行	同	上方 一〇二六番地
同			野村 千浩	同	石畑 八三番地
同			若山 昌則	同	明德 一一五番地

就任した役員

土地改良区	牧田川用水 改用地	平成 三〇・三 元	年月日	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	理事	日比恭嘉	養老郡養老町沢田 六八六番地
同	同	同	同	同	伊藤武夫	同 沢田 一〇五番地
同	同	同	同	同	澁谷勇	同 桜井 四八番地一
同	同	同	同	同	安藤三男	同 石畑 一六番地一
同	同	同	同	同	野村千浩	同 同 八三三番地一
同	同	同	同	同	川瀬芳廣	同 養老郡養老町柏尾 三四九番地
同	同	同	同	同	日比健治	同 押越 五五九番地二
同	同	同	同	同	木村政明	同 橋爪 一二三六番地一
同	同	同	同	同	安福勝	同 同 一一九一番地
同	同	同	同	同	高橋和吉	同 中 一六九番地一
同	同	同	同	同	長澤博	同 宇田 二八五番地
同	同	同	同	同	田中豊	同 押越 三五〇番地
同	同	同	同	同	木村政明	同 橋爪 一二三六番地一
同	同	同	同	同	河村利信	同 同 一一八六番地
同	同	同	同	同	森川一俊	同 養老郡養老町宇田 五六〇番地
同	同	同	同	同	高橋和吉	同 中 一六九番地一
同	同	同	同	同	日比野富士夫	同 豊 三三三番地一
同	同	同	同	同	青山貞夫	同 飯田 三二四番地一
同	同	同	同	同	栗田榮一	同 不破郡垂井町栗原 六六一番地
同	同	同	同	同	桐山勝美	同 大垣市上石津町乙坂 三四番地
同	同	同	同	同	藤田 恵	同 養老郡養老町竜泉寺 二二三番地
同	同	同	同	同	川瀬芳廣	同 柏尾 三四九番地
同	同	同	同	同	藤井聰實	同 宇田 二七四番地
同	同	同	同	同	久保田 勇	同 橋爪 五二番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

同	日比野富士夫	同	豊	三三三番地一
同	青山貞夫	同	飯田	三二四番地一
同	栗田榮一	同	不破郡垂井町栗原	六六一番地
同	桐山 昭	同	大垣市上石津町乙坂	五七番地
同	田中郁夫	同	養老郡養老町上方	二八番地
同	山幡 守	同	石畑	一〇九六番地
同	安田 務	同	橋爪	八五番地一
同	三宅 邦彦	同	宇田	六四九番地

土地改良区名	認可年月日
えな土地改良区	平成二〇・四・二五

平成二十年四月二十五日印刷
平成二十年四月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社